

介護保険事業者における事故等発生時の報告の取扱いについて

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険サービスとする。

2 報告すべき事故等の範囲

事業者は、次の（１）から（４）に該当する事故等が発生した場合、銚田市介護保険課に報告を行うこととする。

（１）サービス提供による利用者の事故等

- ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤薬等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院し、家族等に連絡をすべきと判断されるものを指す。
- イ. 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものを含むものとする。
- ウ. サービス提供には、送迎を含むものとする。

（２）食中毒及び感染症の集団発生

- ア. 同一の食中毒若しくは感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合
- イ. 同一の食中毒若しくは感染症の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合

（３）従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

- （１）事故等発生後、各事業者は速やかに電話等により銚田市介護保険課に報告すること。
- （２）事故処理の経過についても、適宜報告すること。
- （３）事故処理の区切りがついた時点で、別添様式「事故等報告書」を用いて報告すること。
なお、前項**2 報告すべき事故の範囲**（３）（４）については、任意様式にて文書で報告すること。
- （４）利用者の死亡に至る事故など生命に係る重大な事故については、茨城県所管課にも報告すること。
- （５）感染症等の集団発生が疑われる場合には、速やかに嘱託医や協力医療機関に相談し、当該嘱託医等の判断のもと、当該嘱託医から管轄保健所に連絡すること。併せて、茨城県所管課にも報告すること。